

チーム派遣に係るQ & A

Q 1 活動費用について

| | |
|----|--|
| 問 | <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣に要する旅費（車両燃料代・宿泊費）について 2 日当の支給について 3 超過勤務手当について 4 消耗品など活動に要する諸経費 |
| 答 | <ol style="list-style-type: none"> 1 県の旅費規程に基づいて実費弁償 2 対象となるが、単価等については、災害の都度国と協議 3 対象となるが、単価等については、災害の都度国と協議 4 災害の都度、国と協議 |
| 補足 | <p>前提として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動費用は災害救助費の対象となる経費を県が負担する。 ・チームの派遣は災害救助法が適用された災害を想定。 <p>○ DWA T活動費等の災害時の福祉支援について、現在、災害救助法における“救助”として規定されていない。</p> <p>○ DWA Tの活動が災害救助費の対象となるか否かについては、災害ごとに国から通知が来ているところ。（通知に記載があるのは旅費、宿泊費、人件費）</p> <p>○ 近年の大規模災害では、毎回対象となっている。 （令和2年7月豪雨、令和元年台風19号、平成30年7月豪雨）</p> |

Q 2 保険関係

| | |
|---|---|
| 問 | <ol style="list-style-type: none"> 1 支援活動中のケガ等について（労災保険の適用等） 2 支援活動時間帯以外（労災保険適用外）のケガ・事故について（旅行傷害保険の加入等） 3 支援活動中の対人への加害、対物への損害について（賠償責任保険の加入等） |
| 答 | <p>加入している保険の内容</p> <p>【旅行傷害保険（①～③は天災危険担保特約適用）】</p> <p>①死亡・後遺障害 1億円（天災～特約は5千万円）</p> <p>②入院日額 1万5千円</p> <p>③通院日額 1万円</p> <p>④個人賠償責任 1億円</p> <p>⑤携行品損害 10万円（免責3千円）</p> <p>【賠償責任保険】</p> <p>○身体・財物共通 1億円</p> |

Q 3 その他

| | |
|---|--|
| 問 | <ol style="list-style-type: none"> 1 資機材の手配について（事務局準備および個人準備物） 2 職員を派遣した事業所の人員基準の取扱いについて（老人・児童・障害） |
| 答 | <ol style="list-style-type: none"> 1 活動に必要な資機材については、事務局において平時から準備する。 ※厚労省補助金活用 2 大規模災害発生時には、国からの通知に基づき柔軟な対取り扱いが可能。 |